

内閣総理大臣 野田佳彦 様  
防衛大臣 田中直紀 様

**国内紛争は武力で解決できない、解決してはならない  
日本政府は南スーダンから陸上自衛隊を速やかに撤退させよ**

野田内閣は昨年12月20日の閣議で南スーダンPKOへの陸上自衛隊派遣を決定し、本年1月15日、先遣隊本体隊34人を首都ジュバに派遣した。今後3月までに1次隊で210人が現地入りし、6月には330人の施設部隊が派遣される。

今回の南スーダンへの自衛隊のPKO派兵は、92年のカンボジアに始まり9件目、民主党政権では2010年2月からのハイチ派遣につづき2件目であるが、派遣期間は過去最長の5年間になるという。

私たちは「国際紛争を武力で解決することはできない」し「してはならない」という憲法9条の実現をめざす立場から、自衛隊の海外派兵に反対してきた。南スーダンへの自衛隊派遣は「海外での武力行使」「他国の武力行使との一体化」という憲法9条の禁じている行為を一気に実行しかねないものである。私たちは南スーダンへの陸上自衛隊の先遣隊派遣に抗議する。野田首相、田中防衛大臣には、自衛隊の派遣を中止し、速やかに南スーダンから撤退させることを求める。

自衛隊の南スーダン派兵は、アメリカのアジア・太平洋重視と、グローバルな治安維持は同盟国に肩代わりさせるという新軍事戦略に沿ったものである。民主党の野田政権は、南スーダンの石油資源確保を狙い、「頼りになる政権」を演出するために「積極的なPKO参加」を打ち出している。つまり、はじめに派兵ありきで「国会では通過儀礼程度の論議さえ行われなかった」（半田滋東京新聞編集委員）。

重大なことに、自衛隊の南スーダン派兵では日本政府は自ら定めた「武器輸出三原則」「PKO5原則」を踏みにじろうとしている。そもそも国連のPKOは1999年以降、「集団安全保障」を名目にした国連憲章7章を根拠にした武力行使型のものになっている。それに合わせるように、今回の南スーダンへの自衛隊派遣は「停戦合意」「紛争当事者による派遣合意」「活動の中立性」もなく、武器使用の危険性が格段に高まることになる。昨年9月前原外相は自衛隊と一緒に活動する外国軍隊が攻撃を受けた場合、自衛隊が反撃できるようにPKO5原則を見直す」と表明した。

さらに昨年12月、政府は武器輸出三原則の見直しも公言した。

私たちは「海賊対策」を名目にした隣国ジブチでの初の自衛隊の海外基地建設の問題点を市民に訴えてきたが、資源確保や米軍戦略の補完のために海外派兵を恒常化し、憲法9条を踏みにじる自衛隊の南スーダン派兵に強く反対する。

2012年1月29日

市民の意見30の会・東京

【連絡先】〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-29-12  
北参道ダイヤモンドパレス 305号